

被災者の生活支援は待ったなし 日本共産党の赤嶺議員が義援金、避難住宅で質問



日本共産党の赤嶺政賢衆院議員は4月13日、衆議院厚生労働委員会ですら東日本大震災の被災者支援の問題等について質問。阪神・淡路大震災の時に義援金の第一次配分を「自立更正にあてられる額」とみなして生活保護の「収入」とみなさなかつたことに習い、今回の大震災でも義援金を生活保護の「収入」としないよう求めました。

また、福島第一原発の事故によって全国各地に自主避難してきた福島県民も、公営住宅の入居対象にすることを求めました。以下、質問の要旨を紹介します。

日本共産党

生活保護

被災者への義援金を理由に、生活保護は打ち切りするな（赤嶺）
渡された義援金は「収入」としないことで処理（厚労大臣）

生活保護制度では、あらゆるものを活用するの
が前提であるとして、収入があつた場合はその分、
保護費が減額されます。このため、一時金を受け
取ることが出来ても、家計はプラスになることは
できず、逆に生活
保護を打ち切られ
る深刻な事例も生
じています。

赤嶺議員は、被災者の義援金にも生活保護の考え方をあてはめるのは「筋が通らない」と指摘。細川律夫厚生労働大臣は、



救援募金活動をする日本共産党沖縄県議員

「義援金は収入とはならぬよう処理される」と答弁
しました。

赤嶺議員 義援金は、多くの国民が、被災者を見舞い、生活再建、自立を願って寄せたもの。：生活保護の、「自立更正以外は収入」という考え方で被災者に臨むのは、やはり違うのではないか。

生活保護の原則上の問題も含め、収入として義援金は認定しないということをはッキリするべき。

細川大臣 いま、お話にもありました。義援金を（被災者は自立更正に）当然使うだろうと私は思います。そういう意味では、収入にはならないということ処理をされていくものだとおもいます。

福島原発

福島県全域が災害救助法の適用範囲
自主避難者も公営住宅の入居対象にすべき（赤嶺）
入居の判断は自治体の判断（国交省）

福島第一原発の放射能被害から逃れるために、福島県民が各地に避難していますが、国土交通省住宅局が出した連絡文書が原因で、避難者が県営住宅への入居を断られる事例が生じています。

赤嶺議員は、文書の中で、措置の対象を、地震、津波などによる被災者、福島第一原子力発電所及び同第二発電所の事故に伴う避難指示などがなされて居る地域に居住していた者とされていることが拒否の根拠とされたことをあげて質問。国交省住宅局長から、入居に関しては「基本的には県なり市町村なりの判断」との回答を引き出しました。

赤嶺議員 原発から約三十五キロ地点の自宅から沖縄県うるま市に避難してきた家族が、三十キロ

圏外を理由に県営住宅への入居を拒否された。福島県全域が災害救助法の適用範囲であり、当然、入居の対象となるはず。

川本住宅局長 住むところがなくなった方、避難指示等を受けて、家はあっても住み続けられない方をまず優先して実施するというところで文書を出した。：公営住宅の入居をどこまで認めるかは、基本的には県なり市町村なりの判断による。

赤嶺議員 福島県全域からせっかく避難してきて入れないという事態が起こらないように、適切な措置をとっていただきたい。